

## 原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成29年9月19日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：大熊長官官房総務課長

### <本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○大熊総務課長 それでは、お手元の広報日程に基づきまして、私から補足説明を申し上げます。

まず、1ページ目、1. (1) 第38回の原子力規制委員会でございます。明日9月20日水曜日に開催されます。議題は6件ございます。

まず、議題の1「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の新規制基準適合性審査について（同社経営責任者との意見交換）」となっております。

こちらにつきましては、東京電力・柏崎刈羽原子力発電所の審査につきまして、先週9月13日の委員会におきまして、事業者の適格性ということについて議論が行われたところでございます。その議論を踏まえまして、今回、同社の社長に出席をいただき、その意向を確認するということを予定してございます。

続きまして、議題の2「三菱原子燃料株式会社の核燃料物質の加工事業変更許可申請書に関する申請書案等について」ということでございます。

内容でございます。平成22年6月29日に同社から提出されました事業変更許可申請書につきまして、審査の結果の案を取りまとめ、また、経済産業大臣の意見を聞くことにつきまして、委員会にお諮りをするというものでございます。

続きまして、議題の3でございます。「運転期間延長認可の申請手続きに係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部改正について」というものでございます。

こちらにつきましては、運転期間延長認可の申請の期間につきまして、運転期間満了の1年3ヶ月前以降に申請という条件が現行ございますが、これを削除するという規則等の一部改正案につきまして、7月の委員会で審議がなされました。その後、パブリックコメントが行われたところでございます。

今回はその意見募集（パブリックコメント）の結果を踏まえまして、規則などの改正について委員会にお諮りし、決定を求めるというものでございます。

続きまして、議題の4「インターネット上の放射性同位元素の無届販売について」というものでございます。

こちらの内容でございますけれども、インターネット上のいわゆる通販におきまして、

放射性同位元素の不適切な販売というものが複数ございました。これを受けまして業者に指導を行ったところでございます。今回は、これを受けた業者の対応等について報告をするとともに、再発防止の観点から同様の業者に対して通知を発出するということにつきまして、委員会の了承を求めるということを予定してございます。

続きまして、議題の5「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈等の一部改正及びそれらの意見募集について－動的機能保持に関する評価－」という議題とされております。

こちらの内容でございます。去る7月20日の大飯原子力発電所の規制基準適合性に係る審査会合におきまして、動的機器の機能保持に係る評価につきまして、これまでの審査会合での審査で実施いたしました確認方法を整理することなどが事務局に対して指示されたところでございます。これを受けまして、事務局におきまして解釈などの改正案というものを作成いたしましたので、これらについて意見募集を行うことについて、委員会にお諮りをするということをご予定しております。

最後、議題の6でございます。「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部改正及びそれらの意見募集等について－火山影響等発生時の体制整備等に係る措置－」という議題でございます。

こちらの内容でございますが、いわゆる気中降下火砕物、いわゆる火山灰への対策につきまして、平成29年、本年7月19日の委員会におきまして基本的考え方というものが議論され、了承されたところでございます。これを踏まえた規則等の改正案を事務局において作成いたしましたので、これについて意見募集手続を開始することについて、委員会にお諮りをするということをご予定しているものでございます。

続きまして、(2) 第39回の原子力規制委員会臨時会議でございます。9月22日金曜日、午後5時半からの開催を予定してございます。議題といたしましては、1件「原子力規制委員会委員長の職務を代理する委員の指名について」ということを予定してございます。

こちらの内容でございますが、原子力規制委員会の設置法などにおきまして、委員長を代理する委員をあらかじめ順位づけて指名しておくということが求められております。この規定等に基づきまして、今般、22日に更田新委員長、また、山中新委員が任命されるということを受けまして、この順位についての指名を行うということをご予定しているものでございます。

続きまして、2ページ目、9月22日金曜日、今申し上げました臨時会議と同日でございますが、(5) 更田委員長及び山中委員就任会見。こちらは既に開催については申し上げておりましたが、時間をセットいたしまして、午後5時45分目途で開催ということにさせていただくことになりました。

続きまして、同じページの一番下、9月25日月曜日、(6) の第136回放射線審議会総会が行われます。議題は4点でございます。

まず、議題の1は「放射線防護の基本的考え方について」というものでございます。こ

ちらは放射線審議会総会の前回、7月に開催されましたが、そこでの議論を受けまして、基本的考え方につきまして委員による案が示され、今回、議論が行われるということをご予定しております。

議題の2といたしまして「東電福島第一原発事故に関連して策定された放射線防護の基準のフォローアップについて」というふうにされております。こちらにつきましても、前回の会議におきまして、この基準のフォローアップを進めるということが了承されたところでございまして、今回はそのフォローアップの具体的な方法について議論を行うということをご予定しております。

議題の3は「ICRP2007年勧告の国内制度等への取入れの進め方について」ということをございます。こちらも前回会合におきまして、国内制度等への取り入れについて、まず、その状況を整理するというところとされたところでありまして、その状況整理の具体的な進め方について、今回、議論ということをご予定しております。

議題の4は「厚生労働省における医療放射線防護に関する最近の取り組みについて」ということでありまして、厚生労働省におきまして、医療放射線防護について検討会で検討が行われているということをございますので、その状況について聴取をするということをご予定しております。

私からは以上でございます。

#### <質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。スミさん。

○記者 共同通信のスミです。よろしくお願いいたします。

明日の規制委員会の件で、インターネット上で放射性同位元素の無届販売というのがありますけれども、詳しくは明日ということでしたけれども、どんなものがあったのでしょうか。

○大熊総務課長 詳しくは明日の委員会で報告をさせていただきますので、それをお聞きいただきたいと思うのですが、放射性同位元素を含むものにつきましては、販売について規制が行われているわけですが、その下限数量を超える放射性同位元素を含む商品が販売されていたということで、具体的にはキーホルダーやコンパスが販売されていたといった事例があるというふう聞いております。詳しい内容、誤解があるといけませんので、明日、是非お聞きいただきたいと存じます。

○記者 これは何か法改正とかで基準が上がって、今までセーフだったものがアウトになったということか、それとも、そうではなくて、輸入品なんかの中で日本の基準と合わないものがあったと、そういう感じなのですか。

○大熊総務課長 特に規制が強化されたということに伴うものというふうには聞いており

ません。放射線障害防止法の規定に抵触し得る事例が、今回、インターネット上にあったということが見つかったということだと聞いております。

- 記者 あと、9月25日の放射線防護の関係ですけれども、ICRP2007年勧告、パブリケーションの103だと思っておりますけれども、これの概要と取り入れ方の進め方とありますけれども、現在の状況を教えてください。
- 大熊総務課長 現在、その勧告について、それぞれのつかさと申しますか、関係府省で関連する取組というものが一部あると。その状況をまず把握するところから、今回、議論を始めよう、議論を進めようということでございます。

○司会 ほか、御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。ミヤジマさん。

○記者 FACTAのミヤジマです。

明日、東電の社長を呼んで、了解というのですか、それを得て確認結果という文書を委員会は決定することになると思うのですが、この確認結果というのは、委員会においてどういう位置付けの文書になるのか。委員会決定であれば、ある種の行政処分という見方もできるけれども、確認したとか判断したというのが、相手もなく委員会が自分で言っているわけですから、行政文書としては、法律行為としてはどういうことになるのか。私はそこがよく分からないのですけれども、過去にもこういうのを余り規制当局がやった例もないと思うのですが、明日出てくる確認結果というのは、どういう、法律の関係で言うと、行政文書になるのでしょうか。

○大熊総務課長 今、御質問の点は、前回の委員会で資料として示されました文書、タイトルの末尾の部分は「確認結果（案）」となっておりますが、この文書についての御質問ということだと理解をいたしました。

明日の議論としては、もちろん委員会での議論によって、結論がどうなるかということところは必ずしも予断できないところではもちろんあるのですけれども、現在の予定といたしましては、前回議論をなされた中で、特に東京電力ホールディングス株式会社から提出されました文書の取組、回答文書に示された取組を保安規定に位置付けるということについて、社長の意向をしっかりと確認するというを行うということが決まりました、それを行うということをご予定しております。

したがって、明日、この文書が決定されて正式な文書になるということ、現時点で確定的に予定しているということではございません。また、この文書自体は、今後、そのほかにも、当局と言っておりましたが、経済産業省への確認なども行っていく必要がある、そういう内容も含んでおりますので、そうしたものも進めながら、また確定に向けて議論を進めていくということになるものと思います。

それから、位置付けというお話がございましたが、これは柏崎刈羽原子力発電所についての審査を行う際に、いわゆる技術面の審査書案というのが当然審議をされるということになります。そういうものとあわせて、検討を行った内容について整理をした文

書ということで、そうした審査書案と並ぶ整理をした紙という形の位置付けになるものというふうに承知、理解を今のところしております。

また、いずれにしましても、今、御質問にもありましたように、全く新たな取組として、今、委員会で議論しながら進めていっているところでございますので、最終的にどの段階でどういう文書が決定され、それがどのような位置付けになるかというところは、引き続き委員会での議論を待つ必要があるものというふうに理解しております。

- 記者 いわゆる業者に対して、適格性を有するかどうかについても、特に審査と書いてあるから、特別審査なのですけれども、この特別審査というものは行政処分当たるようなものなのか、いわゆる許可権限を持っている者が行政指導として行っているものか。やはりそれは不服審査法とか、いろいろな法律効果が違ってくると思うのですが、要するに、この文書というものがどういうものを目指しているのか。

要するに、更田さんに言わせれば、保安規定か何かに何だっけ書かせられるのだよというのは、それは行政指導の話で、それは行政指導としてはできるでしょう、許可権があるのだけれども、だけれども、そこは混同しているのではないかと思うのですが、適格性云々というのは、広い意味では、やはり許可権者が持っている行政処分。

だから、逆に言うと、東電は受けるかもしれないけれども、ほかの電力事業者は、いや、そんなことはできませんよと不服審査に出てくるようなものだと思うのですけれども、私はその辺が何か曖昧性があるのではないかと思っているのですけれども、そこはどのように当局はお考えなのですか。

- 大熊総務課長 この文書、先週の委員会で議論をした文書の位置付けということについての御質問ということだと理解いたしますけれども、この文書を御覧いただくと、そこにも記載をしておりますけれども、原子炉等規制法上の許可の基準のうちの、ちょっと省略いたしますけれども、技術的能力を確認するための審査の一環として、今回のいわゆる適格性についての審査をしてきたというふうに整理をしているところでございます。そうした法律上の審査の一環としての審査権等の結果を整理したものという位置付けになるものというふうに、現時点ではそのように整理をしているものというふうに理解をしています。

- 記者 では、いわゆる講学上の行政処分だということですね、基本的には。だから、不服審査法の対象になるようなものではないということですね。そういう解釈なのですね。よく分かりませんが、非常に包括的な内容だからね。

それから、では、経産省にも了承を得るといっても、経産省はどのような立場なのか。それは51%の株を持っている最大株主だとしたら、少数株主はどうなるのかも分かりませんし、私にはよく分からないのですよね。頭の整理がつかなくて、東京電力はそれはいろいろ今の状況なら受けるでしょうけれども、法律的にはやはりその辺をしっかりとっておかないと、他電力は、要するに、東電の社長がやってくるのは、いわゆる権限がないから了承を得ないといけないという状況があるからだというふうに普通は見る

のですよね。いろいろ審査を受けている側からしてみますとね。だから、その辺の整理というのは、委員会ではなくて、当局としてはどういうふうに。有権解釈をお持ちなのだけれども、とてもその辺が非常に曖昧ではないかと思うのですけれども、どうお考えなのですか。これは本当に行政処分ですかね。

○大熊総務課長 法律に基づく審査を行って、その許可を与える際の、その際の判断、審査の一環としての整理ということになるものというふうに理解しています。

○司会 ほか、御質問のある方はいらっしゃいますか。ドイさん。

○記者 電気新聞のドイと申します。

議題2の三菱原子燃料の審査書案でお尋ねしたいのですけれども、確認なのでも、加工施設の審査書案というところでは、以前出たグローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン、それから、日本原燃・ウラン濃縮工場に続いて3施設目であるかということの確認が1つ目です。

もう一つは、この三菱原子燃料の審査は、公開の審査というのは2月以降なかったかと思うのですけれども、今回の審査書案の取りまとめまで少し時間がかかったかと思うのですけれども、どういう理由があったのか教えていただければと思います。

○大熊総務課長 燃料の加工施設として3件目かということですね。それについては、済みません、ちょっと今、手元に資料がないので、事実関係は後日あるいは原課にお尋ねいただくかということをお願いできればと存じます。

それから、時間がかかったということですが、これについては、審査を行い、順番に審査書を整理してきて、このタイミングになったということだと私としては承知をしております。これももし更に詳しい情報について、特に気になる点があれば、お問い合わせをいただきたいと存じます。

○司会 ほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。どうもお疲れさまでした。

—了—